

マンションの大規模修繕工事で 固定資産税の減額を受けられます



☎ 固定資産税の減額…課税課 ☎内線1250
管理計画の認定…都市計画課 ☎内線3110

管理計画認定マンションの大規模修繕工事を行った場合、翌年度の固定資産税の減額を受けられます。減額には課税課への申告が必要です。

申告方法 直接：必要書類を添付して、申告書を課税課に提出してください。
◎申告書は市ホームページから入手できます。

申告期間 改修工事完了から3カ月以内

※減額を受けるための必要書類など詳細は、市ホームページをご覧ください。
課税課にお問い合わせください。

取手市 マンション長寿命
化修繕 固定資産税減額



◆減額の要件

- ▶管理計画認定マンションである
- ▶築後20年以上が経過している、総戸数が10戸以上のマンションである
- ▶長寿命化工事(屋根防水工事、床防水工事、外壁塗装などの工事)を過去に1度以上実施していて、令和7年3月31日までに2回目以降の長寿命化工事を完了している
- ▶長寿命化工事を適切に実施するために、必要な修繕積立金が確保されている

◆管理計画認定マンションとは…マンション管理の適正化を推進する法律に基づき、マンション管理組合が作成した管理計画について、取手市の認定を受けたマンションです。詳細は都市計画課にお問い合わせください。

住宅の耐震改修工事などで 固定資産税の減額を受けられます

☎ 課税課 ☎内線1250

減額の要件を満たした、住宅の耐震改修工事・バリアフリー改修工事・省エネルギー改修工事を行った場合、その住宅の翌年度の固定資産税の減額を受けられます。減額には課税課への申告が必要です。

申告方法 直接：必要書類を添付して、申告書を課税課に提出してください。

◎申告書は市ホームページから入手できます。

申告期間 改修工事完了から3カ月以内

※減額を受けるための要件や必要書類など詳細は、市ホームページをご覧ください。

取手市 住宅耐震工事
固定資産税減額



長期優良住宅の新築で 固定資産税の減額を2年度分延長

☎ 固定資産税の減額…課税課 ☎内線1250
長期優良住宅の認定…建築指導課 ☎内線3125

長期優良住宅に認定された住宅は、固定資産税の減額を通常の住宅より2年度分長く受けられます。減額には課税課への申告が必要です。

新築後に課税課が行う家屋調査の際に申告書を提出するか、建築指導課が発行する認定通知書を課税課に持参してください。

申告期間 住宅が完成した翌年の1月31日まで

※減額を受けるための必要書類など詳細は、市ホームページをご覧ください。
課税課にお問い合わせください。

◆長期優良住宅とは…一定の要件を満たし、建築指導課で認定を受けた住宅です。認定を受ける方は、着工前に建築指導課に申請してください。

取手市 長期優良住宅
固定資産税減額



令和7年取手市はたちのつどい

☎ 生涯学習課 ☎内線2062

今年度20歳を迎える方を対象に、はたちのつどい式典を以下の日程で開催します。

日時 令和7年1月12日(日) 13:30～(12:40受付開始)

会場 市民会館

対象 平成16年4月2日～17年4月1日生まれの方

市ホーム
ページ



■ 11月下旬に案内のはがきを発送します

対象 今年度20歳を迎える方で、11月1日時点で取手市に住民票のある方
※はがきが届かない場合や、学校・仕事の都合などで市外に住民票を移した方で取手市のはたちのつどいに参加希望の方は、市ホームページから申し込みをしてください。

■ 注意事項

以下の行為はご遠慮ください。

- ▶式典中の携帯電話の使用や私語・飲食など、周囲の方の迷惑となる行為
- ▶酒類の持ち込みや会場内での飲酒
- ▶旗・のぼりなどの持ち込み
- ▶保護者の会場内への入場(混雑を避けるため)



もっと便利に！スマホサポート教室

☎ 情報管理課 ☎内線1152

生活に役立つ機能や市からのお知らせの取得方法など、スマートフォンの基本的な操作を学べます。コースは、スマートフォン未所有者・初心者向けと中級者向けの二つがあります。参加は無料です。

※10月以降も市内でスマホ教室を実施します。決まり次第お知らせします。

■ 開催日・会場・コース概要 ※参加はいずれか1コースのみ

①相馬南公民館：9月10日(火) ②小文間公民館：9月18日(水)

コース	時間(各日)	内容
スマートフォン未所有者・初心者向け	9:30～11:30	基本的な操作方法、電話・メール、カメラ、インターネットの使い方など
中級者向け	13:30～15:30	アプリのインストール、LINEの使い方など

講師 携帯ショップスタッフ

対象 スマートフォンの操作を学びたい方

定員 各先着15人

持ち物 スマートフォン(お持ちの方のみ。お持ちでない方には貸し出します)
※ご自身のスマートフォンを使用する場合、通信料は自己負担です。

申込 情報管理課に電話

申込開始 ①相馬南公民館：8月20日(火)9:00～

②小文間公民館：8月22日(木)9:00～

市ホーム
ページ

